

2023年12月

お客様各位

## インボイス制度（適格請求書等保存方式）への対応について

平素より、格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

2023年10月1日より、インボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されました。

当金庫は適格請求事業者としての登録を受けており、お客様がお支払いいただく各種手数料の消費税につきましては、当金庫が交付いたします適格請求書（インボイス）に基づき、仕入税額控除を受けることができます。

なお、インボイス発行に関する当金庫の対応については、以下の通りとさせていただきます。

### 1. 当金庫の適格請求書発行事業者登録番号

登録年月日	2023年10月1日
登録番号	T6011705000526
名称	小松川信用金庫
本店又は主たる事業所の所在地	東京都江戸川区平井6丁目23番23号

### 2. インボイス制度に対する概要

#### (1) 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

営業店窓口等で各種手数料をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「領収書」等を発行いたします。

また、「振込依頼書」につきましては、インボイスの要件に対応した書式に改訂しています。

#### (2) 口座振替等各サービスでお支払いいただく手数料について

預金口座より口座振替にてお支払いいただいている各種手数料は、インボイスの要件に対応した「インボイス管理票」を発行いたします。

#### (3) ATM・両替機でのお取引について

ATMおよび両替機でのお取引につきましては、インボイスの交付義務が免除される自動販売機特例の対象となりますので、インボイス発行いたしません。

お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで仕入税額を受けることが可能となります。

